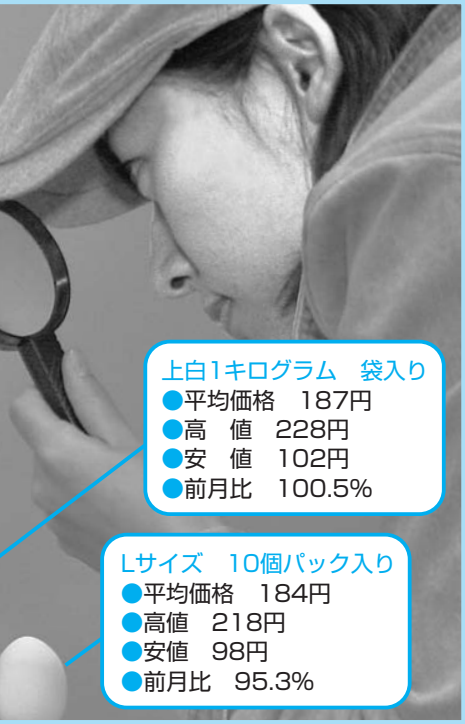

ご存じですか？

富士市消費生活モニター

私たち消費者を取り巻く環境は、日々変化しています。たび重なる食品の偽装表示、振り込め詐欺などの消費契約をめぐる問題、さらには、私たち自身の消費活動が地球環境に与える影響など…。

このような中、消費生活にかかるすべての物に対する選択眼を高めるため、確かな目を養い、消費者力の研磨を目指す制度が、「富士市消費生活モニター制度」です。モニター自身はもちろん、市民の皆さんと一緒になって「かしこい消費者」を目指します。

消費生活モニターってどんな活動をしているの？

消費生活モニターの主な活動は次の3つです。

①主要生活物資価格調査

毎月1回、市から事前に依頼されている調査店舗の価格動向を調査します。

調査の対象品目は、主要生活物資の計20品目で、それぞれ規格・銘柄が定められています。

消費生活の安定のため、定期的に価格調査することによって、便乗値上げなどの不公平な価格形成を未然に防止することが目的で、モニター制度が始まった昭和48年から行われています。

また、県内各市においても、同一品目で実施しています。

価格調査の調査品目

- 食パン
- うるち米
- みそ
- マーガリン
- 砂糖
- しょうゆ
- 食用油
- マヨネーズ
- ヨーグルト
- 牛乳
- 豚肉
- 鶏卵
- 台所用洗剤
- 洗濯用合成洗剤
- ティッシュペーパー
- ガソリン
- 家庭用灯油
- 小麦粉
- トイレットペーパー
- プロパンガス

②モニター通信

消費生活全般についての意見や要望、提案、感想などを、毎月市へ提出しています。

③学習会や富士市生活展などへの参加

年5回程度の学習会のほか9月に開催される富士市生活展に参加します（下記参照）。

学習会や生活展では、どんなことをしているの？

平成19年度の学習会や生活展の様子を紹介します。

5月
栄養バランスのよい弁当づくりに挑戦しました。

▲第２回学習会「和食で食事バランス」

10月
環境クリーンセンターなどを視察しました。

▲第４回学習会（市内視察研修）

9月（毎年開催）
私たち消費者がかかわる問題について学習したことを、富士市生活展でパネル展示し、市民の皆さんに情報を発信しています。

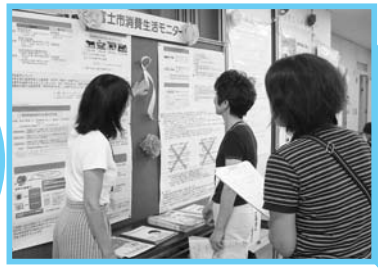

▲富士市生活展「食品の表示で情報をつかもう！」のパネル展示

12月
市役所やスーパーで消費者被害防止を啓発しました。

▲消費者被害防止街頭キャンペーン

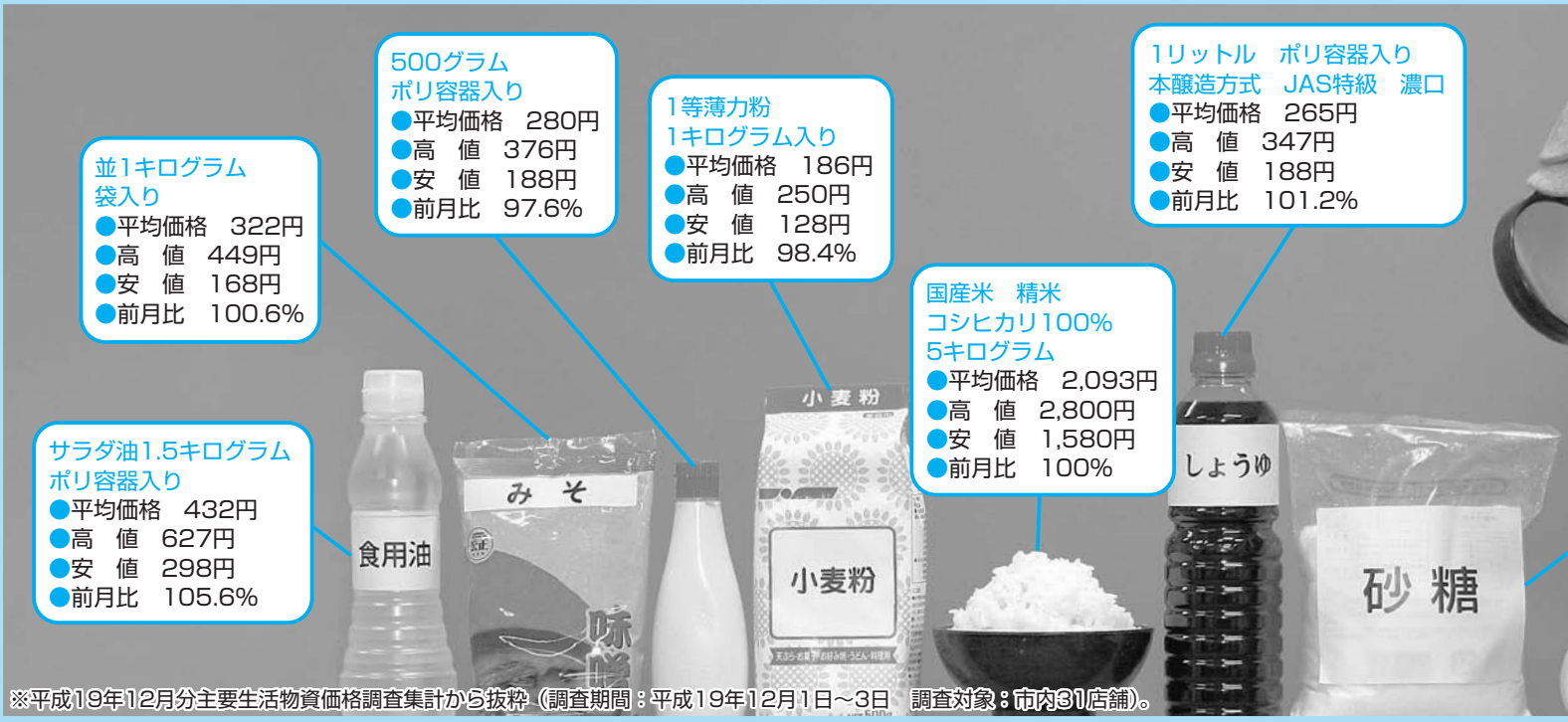

※平成19年12月分主要生活物資価格調査集計から抜粋（調査期間：平成19年12月1日～3日　調査対象：市内31店舗）。

現在活動中です!!
平成19年度モニターの皆さんの声

平成19年度モニターとして、現在31人の市民の皆さんが活動しています。

杉山常子さん（原田）

活動で得た経験は、近所の人と会話するときのコミュニケーション材料になっています!!

仁藤史織さん・来音（らおん）ちゃん（今泉5）

学習会などに参加するときには、託児があるからとっても助かります♪

勝又典子さん（松岡）

ちょっとした価格変動でも、意識するきっかけになりました。消費者としての目が養われます!!

佐藤美恵子さん（中里）

食品の品質表示基準など、学習会で学んだことは、自分で買い物するときにも役立ちます!!

平成20年度　富士市消費生活モニター募集

委嘱期間　4月1日～平成21年3月31日

応募資格

- 市内在住の人
- 日常の買い物（食料品など）を直接行っている人
- 生活必需品の販売に関係していない人
- 学習会など（平日の昼間・月1回程度開催）に参加できる人

募集人員　32人

謝　礼　2万円（年間）

申し込み

2月12日（必着）までに、はがきに郵便番号、住所、氏名、年齢、職業、電話番号、応募動機、交通手段、日常買い物をしている店舗名を記入し、〒417-8601 富士市役所市民生活課「消費生活モニター募集」係へ

※審査の結果は、後日お知らせします。

問い合わせ　市民生活課 市民相談担当　☎55-2750　FAX51-0367